

(別添)

特定地域づくり事業協同組合の財産的基礎に関する判断基準

(令和3年12月8日制定)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第3項第3号の基準「特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的基礎」のうち、財産的基礎に関する判断基準については、次のとおりとする。

派遣労働者数	基準財産額	現金・預金の額 (※基準資産額の内数)
1人	76万円	61万円
2人	152万円	122万円
3人	228万円	183万円
4人	304万円	244万円
5人	380万円	304万円
6人	456万円	365万円
7人	532万円	426万円
8人	608万円	487万円
9人	684万円	548万円
10人	760万円	608万円

※派遣労働者数とは事業計画上において派遣労働者として雇用することが見込まれる人数をいう。

(「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン」(令和2年11月 総務省 地域振興室) P50~51)